# 「開示検査事例集(令和3事務年度)」の 公表について

証券取引等監視委員会 事務局 開示検査課 課長補佐 中野 寛之 (なかの ひろゆき)

証券取引等監視委員会(以下「証券監 視委 | という。) は、令和4年8月31日 に開示検査事例集(令和3事務年度)を 公表しました。

開示検査事例集は、市場関係者の皆様 に適正な情報開示に向けた取組みを積極 的に行っていただけるよう、毎年、証券 監視委による開示検査の最近の取組みや、 開示検査によって新たに判明した開示規 制違反の内容、その背景・原因及び是正 策等の概要を中心にご紹介しています。

今般公表しました開示検査事例集では、 新たに令和3事務年度(令和3年7月から 令和4年6月)に実施した開示検査の概 要・事例等を追加し、ご紹介しています。

また、開示検査事例集では、昨事務年 度までに開示検査を実施した事例で、開 示規制違反について課徴金納付命令勧告 を行った事例、課徴金納付命令勧告は行 わなかったものの、開示規制違反の背 景・原因について上場会社と共有した上 で、適正な情報開示に向けた体制の整備 等を促した事例等、さまざまな事例を積 極的にご紹介しています。

さらに、監視委コラムにおいて、開示 実務において参考にしていただけるよう、 最近の開示検査を通じてクローズアップ された開示制度や会計基準のほか、内部 統制等について解説しています。

本稿では、今般公表しました開示検査 事例集から、令和3事務年度における課 徴金納付命令勧告事例を中心にご紹介し ます。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、 筆者の個人的見解であることをあらかじ めお断りします。

### **1. 開示検査について**

金融商品取引法における開示制度は、 有価証券の発行・流通市場において、投 資者が適切に投資判断を行うために、上 場会社等が有価証券報告書等の開示書類 を提供することによって、投資者保護を 図ろうとする制度です。

このため、有価証券報告書の虚偽記載 等をはじめ、上場会社による開示規制違 反が発生した場合には、投資者に不測の 損害をもたらすだけでなく、その上場会 社自身の信用を失い、我が国資本市場の 信頼を大きく失墜させることにつながり かねません。

これら開示規制違反について、証券監 視委は、金融商品取引法の規定に基づく 開示検査を実施し、有価証券報告書等の 開示書類において重要な虚偽記載等の開 示規制違反が判明した場合、開示書類を 提出した上場会社等に対する課徴金納付 命令勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官 に対して行っています。また、課徴金納 付命令勧告の有無にかかわらず、必要に 応じて、開示書類を提出した上場会社等 に対して、自主的な訂正報告書等の提出 を促しています。

さらに、開示規制違反の早期発見・早 期是正や再発防止・未然防止を確実に推 し進めるため、以下の取組みを実施して います。

# (1) 開示規制違反のリスク等に着目した 情報収集・分析能力の強化

市場インパクト(仮に、問題が発覚し た場合の市場への影響)や不正発生リス ク等に着目し、上場会社に関する継続的 な情報収集・分析や、各業界の商流・商 慣行等、ビジネスの実態に即した深度あ る情報の調査・分析を行っています。

#### (2)機動的かつ多面的な検査・調査の実施

機動的かつ効率的に検査・ヒアリング を実施することにより、上場会社が、自 主的に有価証券報告書等の訂正を行うこ とや、上場会社自身が適正な情報開示の ための体制整備等を迅速に行うことを期 待しています。

また、多面的かつ効果的な開示検査を 実施する観点から、以下の対応を行って います。

- 検査対象会社のガバナンス機能状況の 把握
- 有価証券報告書等の非財務情報につい ての積極的な調査・検査
- 特定関与行為1) に関する積極的な検査

#### (3) 開示規制違反の再発防止・未然防止

開示規制違反が認められた上場会社の 経営陣との間において、開示規制違反の 背景・原因等について議論し、問題意識 を共有することにより、上場会社自らが、 適正な情報開示に向けた体制構築・整備 を行うことを促し、開示規制違反の再発 防止を図っています。その上で、上場会 社において、こうした適正な情報開示に向 けた積極的な姿勢が見られない場合には、 必要に応じて、金融商品取引所や会計監 査を行っている監査法人等と当該上場会 社に関する情報の共有を行っています。

開示書類の訂正報告書等を自発的に提 出した上場会社についても、訂正内容、 上場会社の内部統制の機能状況等を把握 する必要が認められる場合には、開示検 査を行っています。

# 2. 令和3事務年度における 開示検査の実績・傾向に ついて

証券監視委は、令和3事務年度におい て、20件の開示検査を実施し、11件が 終了しました。開示検査が終了した11 件のうち、開示書類における重要な事項 について虚偽記載等が認められた8件に ついて課徴金納付命令勧告を行いました。 そのうち1件については、訂正報告書の

提出命令勧告も併せて行いました。ま た、金融商品取引法違反行為が認められ た1件について、裁判所への禁止及び停 止命令発出の申立てを行いました。

令和3事務年度においては、売上の過 大計上、ソフトウェア仮勘定の架空計上 等の不適正な会計処理による有価証券報 告書等の虚偽記載が認められました。

これらの課徴金納付命令勧告において 認められた開示規制違反に至った主な背 景・原因は、以下のとおりです。

- 代表取締役を含む経営幹部の会計基準 等に関する理解不足があったこと
- 社長の業績目標達成の経営姿勢及び部 下による忖度があったこと
- 当社経営陣のコンプライアンス意識が 欠如していたこと
- 内部統制、内部監査が機能不全であっ たこと

# 3. 金融商品取引法違反行為 (無届募集)に係る 裁判所への禁止及び 停止命令発出の申立て

以下の金融商品取引法違反行為が認め られた1件について、証券監視委は、法第 192条第1項に基づき、東京地方裁判所に 対し、当社及び当社の代表取締役を被申 立人として、金商法違反行為の禁止及び 停止を命ずるよう申立てを行いました。

- 有価証券届出書を提出することなく有 価証券の募集を行った(法第4条第1 項違反)
- 届出の効力発生前に有価証券を取得さ せた(法第15条第1項違反)

# 4. 令和3事務年度における 主な課徴金納付命令勧告事例

令和3事務年度における課徴金納付命 令勧告について、開示検査事例集から4 件の事例をご紹介します。なお、各事例 における検査対象会社は、「当社」とし ています。

### (事例1) 代表者等が関与した売上の 過大計上等

#### ① 概要

当社は、経営陣が主導して取引先の発 注書や受領書を詐取・偽造するなどして 売上の架空計上、前倒し計上による売上 の過大計上等の不適正な会計処理を行う ことにより、過大な当期純利益等を計上 しました。これにより、当社は重要な事 項について虚偽の記載のある有価証券報 告書等を提出しました。

さらに当社は、重要な事項について虚 偽の記載のある有価証券報告書等の訂正 を速やかに行う見込みがなかったことな どから、証券監視委は、訂正報告書提出 命令の勧告を行いました。

#### ② 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要 は、以下のとおりです。

#### (売上の架空計上)

当社は、平成28年3月期から令和3 年3月期までの間、売上計上した一部の 案件について、未受注であるにもかかわ らず、発注書や受領書を、未受注の取引 先から詐取又は自ら偽造することによ

り、受注及び納品の事実を仮装し、売上 の架空計上を行うことにより、売上を過 大に計上しました。なお、売上の架空計 上に係る売掛金については、前会長、前 社長、取締役及び営業担当者が、それぞ れの自己資金を投入して、得意先名義で 当社に振り込むことにより、売掛金の回 収を仮装していました。

### (売上の前倒し計上)

当社は、平成28年3月期から令和3年 6月第1四半期までの間、一部の案件に ついて、実際には納品が未了であるにも かかわらず、受領書を受注済みの取引先 から詐取又は自ら偽造することにより、 納品の事実を仮装し、本来の売上計上日 よりも前倒しして、売上を計上しました。

### (売上原価の前倒し計上及び付け替え)

売上の前倒し計上が行われていた多く の案件については、当該売上の前倒し計 上に併せて、売上原価の前倒し計上や、

別の売上案件に係る原価を付け替えて計 上しており、これにより利益率を調整し ていました (図表1)。

#### ③ 背景·原因

不適正な会計処理は、前会長、前社 長、取締役及び営業担当者によって実行 されたと認められます。当社において、 不適正な会計処理が行われた主な背景と しては、以下の点が考えられます。

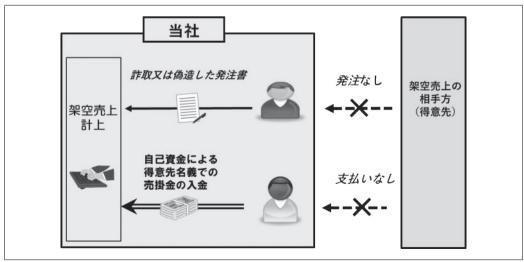
# (ア) 当社の前会長による過剰な業績目標が あったこと

当社の前会長は、当社が東証マザーズ (当時) に上場する以前から、当社の役 職員に対し過剰な業績目標を課すなど、 売上を偏重する傾向にあり、上場後、一 層過剰になりました。

# (イ) 当社の前会長のコンプライアンスを無視 した業績至上主義があったこと

当社の前会長は、当社の役職員へ過剰

### 図表1



な業績目標を課すのみならず、営業担当 者による売上の架空計上を把握した後 も、会長自らが自己資金を投入して当該 案件の売掛金の回収を偽装させることに より、架空売上を訂正することなく推し 進めました。

これらにより、当社には業績目標に固 執した企業風土がまん延し、発注書や受 領書を取得すれば売上計上可能という 誤った理解のもと、発注書や受領書の偽 造や詐取が行われるようになりました。

### (ウ) 当社における内部統制、内部監査が 機能不全であったこと

当社の前社長らは、当社の生え抜き社 員であり、かねてより前会長に対して従 属関係にあったこと、また、社外取締役 や監査役も前会長を畏怖していたため、 前会長のコンプライアンスを無視した業 績至上主義に異を唱えることはできませ<br /> んでした。

内部監査については、内部監査室長が 営業部次長を兼任する中、取締役等から 内部監査が尊重されない組織風土、内部 監査室専任者が不在等の問題があり、内 部監査室が十分に機能していませんで した。

このように、当社の内部統制及び内部 監査ともに、機能不全に陥っていました。

# (事例2)海外売上及びソフトウェア 仮勘定の架空計上等

#### ① 概要

当社は、台湾の取引先に対する売上の 架空計上や、当社元取締役(以下「元取 締役」という。)によって横領されてい た資金の大半をソフトウェア仮勘定に装 う等の不適正な会計処理を行ったことに より、過大な当期純利益等を計上しまし た。これにより、当社は、重要な事項に つき虚偽の記載がある有価証券報告書等 及び当該有価証券報告書等を組込情報と する有価証券届出書等を提出した上、虚 偽の記載のある訂正報告書を提出しま した。

### ② 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要 は、以下のとおりです。

### (台湾取引先に対する売上の架空計上)

当社は、台湾の取引先に対して、日本 人顧客拡大に向けたプロモーション施策 に関する役務提供を行ったとして売上を 計上しましたが、実際には、役務提供を 伴わない架空の取引を売上として計上し ました。

### (資金横領に伴うソフトウェア仮勘定の架空 計上)

当社は、システム開発会社にソフト ウェア開発を依頼したとして、その対価 を支払いましたが、当社が支払った資金 の大半は当該システム開発会社を介して 元取締役が代表を務める会社に送金、又 は、領収書を偽造した元取締役に当社か ら直接手渡されており、元取締役によっ て資金横領されていました。

このように、ソフトウェア開発の事実 はないにもかかわらず、当社は、上記の 取引をソフトウェア仮勘定として架空に 計上しました。

#### ③ 背景·原因

当社は、上場直後の上半期の業績が好 調であり、業績予想を上回ることが公表 されていましたが、下期は業績が振るわ なくなったために業績予想の下方修正を 行わなければならない状況でした。この ため、本件不適正な会計処理は、当社が 業績予想の下方修正を避けるために行っ たものと考えられます。

当社において不適正な会計処理が行わ れた背景としては、主に以下の点が考え られます。

### (ア) 当社経営陣のコンプライアンス意識が 欠如していたこと

元取締役が横領を行う等、経営陣自体 のコンプライアンス意識の欠如が甚だし く、コンプライアンス軽視の企業体質が 醸成されたことなどからコンプライアン ス機能が十分に機能していませんでした。

### (イ) 当社の内部統制が無効化されていたこと

元取締役により取締役会等への提出書 類が改ざんされる等、内部統制が無効化 されていました。

### (ウ) 元取締役に権限が集中していたこと

元取締役について、営業以外の経理財 務や人事評価の権限が集中し、社内では 社長と比肩する絶対的な地位を有してい たこと等から、同人の指示には強い強制 力がありました。

### (エ) 当社のコーポレート・ガバナンスが 機能不全であったこと

本件は、取締役3名のうち代表取締役

を含む2名が関与していたほか、社外取 締役及び不適正な会計処理が行われた当 時の社外監査役3名のうち2名は、当社 入社以前から元取締役と旧知の間柄等で した。このように、ガバナンスを発揮す べき経営陣が不正に関与し、監査役の監 **査機能も発揮されない等、ガバナンスは** 全く機能していませんでした。

### ④ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施 することとしています。

- 経営陣自らのコンプライアンス意識の 改革及び全役職員に対するコンプライ アンス教育の実施
- 社内規定・経理規定の見直しや管理運 営の強化
- 社外役員選定基準を見直す等の当社ガ バナンス体制の強化
- 内部通報制度の実効化

# (事例3) 「関連当事者との取引」に 関する注記の不記載等

#### ① 概要

当社は、太陽光発電所に係る合同会社 の持分を譲渡するに当たって、早期の利 益計上のため、実体を伴わない形式的な 譲渡を介在させて売上を計上する等の不 適正な会計処理を行ったことにより、過 大な当期純利益等を計上しました。

また、関連当事者取引について、当社 の経営に強い影響を持つ人物と当社の仕 入先・販売先との関係の必要な調査・検 討を行わず、当該取引を注記しませんで した。これにより、当社は、重要な事項 につき虚偽の記載等がある有価証券報告 書等を提出しました。

### ② 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要 は、以下のとおりです。

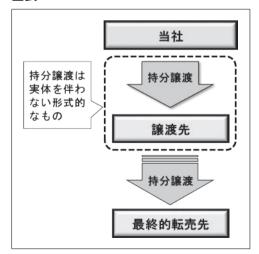
### (未実現取引による売上の前倒し計上)

当社は、宮城県に所在する太陽光発電 所に係る合同会社の持分を2社に対して譲 渡し、持分を譲渡した時点で売上を計上し ました。しかしながら、譲渡先は、代金の 資金負担を行っていない先、ペーパーカン パニーであり代金支払能力がない先である など、持分の譲渡は実体を伴わない形式的 なものでした。当該持分は、最終的な転売 先に譲渡され、その代金全額の回収が完 了した時点で売上を計上すべきであったに もかかわらず、形式的な持分の譲渡をもっ て売上を計上したことにより、売上及び売 上原価を前倒しで計上しました (図表2)。

#### (連結除外による売上の前倒し計上)

当社は、三重県に所在する太陽光発電

#### 図表2



所に係る設備ID等を当社が設立した子 会社であるA合同会社に売却する契約を 締結し、売却日の前日にA合同会社の出 資持分100%をB社団法人に譲渡したこ とをもって、A合同会社は第三者である として、設備ID等の売却日に売上を計 上しました。しかしながら、実質的には 当社がA合同会社の財務及び営業又は事 業の方針を決定し続けており、A合同会 社は当社の子会社に該当し、売上を計上 できないにもかかわらず、第三者への売 上として計上していました。後日、第三 者に対して、設備ID等を譲渡しており、 本来、その時点で売上を計上すべきでし た。これにより、当社は売上及び売上原 価を前倒しで計上しました。

### (重要な事項の不記載の概要)

連結財務諸表提出会社は、当該会社の 親会社、役員といった「関連当事者」と の取引を行っている場合には、その重要 なものについて連結財務諸表に注記する こととされています。

しかしながら、当社の実質的な主要株 主であり役員に準ずる者が議決権の過半 数を所有している複数の会社が「関連当 事者」に該当し、当該会社との取引が当 社における売上の過半を占めていました。 また、当社は、関連当事者該当性につい て、蓋然性が高いにもかかわらず、必要 な調査を行わず、当該会社との取引を注 記しませんでした。

#### ③ 背景・原因

本件不適正な会計処理等は、赤字回避 や業績目標を達成するために行ったもの と考えられます。当社において、不適正 な会計処理等が行われてきた背景として は、主に以下の点が考えられます。

### (ア) 太陽光発電事業が聖域化していたこと

太陽光発電事業案件の大半は、前代表 取締役が自らの営業力・人脈を活かして 獲得したものであったため、各案件の重要 局面での交渉等は前代表取締役に任せざ るを得ませんでした。一方、前代表取締 役からは、太陽光発電事業案件に関する 十分な情報が共有されていませんでした。

### (イ) 業績追求の姿勢があったこと

契約書案の規定内容を検討・確認する 際、早期の売上・利益計上が可能かとい う観点から行われていた状況がみられ、 役員間には業績重視の認識が共有されて いました。

# (ウ) 当社のコーポレート・ガバナンスが 機能不全であったこと

取締役会の議案について、取締役会当 日に具体的内容が変更されたり、招集後 に議案が追加されるなど、事前に検討す る機会が十分に確保されていませんでし た。また、重要な業務執行について、取 締役会決議を経ることなく行われたこと もあり、取締役会決議が軽視されていま した。

# (エ) 内部監査に関する不適切な状況が あったこと

内部監査の担当者が被監査部門である 経理部門の業務を行っていたり、非常勤 のため十分な執務時間を確保できない 等、内部監査の実効性が十分に確保でき ていませんでした。

### ④ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施 することとしています。

- 取締役会の実効性確保(審議の活性化)
- 監査等委員会及び内部監査の実効化 (内部監査部門の人員強化等)
- 社外取締役の選任(企業経営の知見に 富んだ人材の登用)
- 業務提携先との関係整備(利益相反取 引の回避等)

#### (事例4) 減損損失の過少計上

### ① 概要

当社は、減損損失を過少計上する不適 正な会計処理を行ったことから、過大な 当期純利益を計上しました。これにより、 当社は、重要な事項について虚偽の記載 がある有価証券報告書を提出しました。

#### ② 不適正な会計処理の概要

当社は、担当者が虚偽の資料を作成し て、当社及び当社連結子会社の店舗に配 賦すべき本社経費を、特定の店舗につい て不正に操作し、当該店舗の経費を適正 額より過少に計上する不適正な会計処理 を行い、減損損失の計上を回避しました。

#### ③ 背景・原因

本件不適正な会計処理は、本社の減損 処理の担当者が、減損損失の計上を同避 するために行ったものと考えられます。 当社において、不適正な会計処理が行わ れてきた背景としては、主に以下の点が 考えられます。

# (ア) 当社の減損担当者のコンプライアンス 意識が欠如していたこと及び

### 取締役の監督が不十分であったこと

減損処理の担当者は、不適正な会計処 理と認識しつつ実態と乖離した計算を 行っており、コンプライアンスを遵守す る意識が欠如していました。

減損処理の担当者を指導監督する立場 にあった取締役は、取締役会で報告され た各店舗の業績とは明らかに異なる内容 の減損関連資料を受領していたにもかか わらず、不正操作に気付かないなど、部 下に対する監督が不十分でした。

減損処理の担当部署は、減損関連資料 について恣意的な改ざんが可能な状況に あり、担当者が行った業務を組織的に チェックする体制が構築されていません でした。

#### (イ) 内部監査体制が機能不全であったこと

当社の内部監査室は、店舗における現 金管理などの業務不正と事故防止に特化 した内部監査を行っており、管理部門の 法令遵守状況や業務手順をチェックする 役割を果たしておらず、内部監査体制が 有効に機能していませんでした。

# (ウ) 規程等が未整備であったこと及び 経営陣が無関心であったこと

当社においては、実態と業務分掌の規 定が乖離し、責任者の責任範囲が不明確 となっていました。上場時に制定された 規程等の見直しや、マニュアルの整備も ほとんどなく、経営陣においてもその必 要性に対する認識・関心が薄かったと考 えられます。

### ④ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施 することとしています。

- コンプライアンス意識を高める風土の 醸成
- 減損兆候判定業務のシステム化
- 内部監査規程の改訂、具体的な監査業 務マニュアルの作成及び人員増強
- 内部監査室によるモニタリング体制の 強化
- 組織体制、組織関連規程、業務分掌規 程等の改正

# 5. 内部統制やガバナンス体制 の重要性

近時の開示検査の結果、開示書類の投 資者の投資判断に影響を与えるような重 要な虚偽記載等が認められた事例では、 経営陣のコンプライアンス意識の欠如や 内部統制・内部管理体制の機能不全など、 以下のような背景・原因が認められてい ます。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを 無視した業績至上主義の企業風土がま ん延していたこと
- 短期的な業績向上に注力するために個 人の成果主義に依拠した経営体制で あったこと等を背景として、十分な内 部管理体制を構築できなかったこと
- 経営陣が、リスク管理体制の脆弱性を 認識しながら、その是正のための取組 みを行ってこなかったこと

- 担当者が行った業務を組織的にチェッ クする体制が欠如していたこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有 する者がいない中、経営幹部の会計基 準等への理解不足により不適切な会計 処理に至ったこと
- 監査役及び内部監査室において不正り スクへの意識が希薄であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任してい たり、内部監査規程が明確に規定され ていないなど、内部統制、内部監査が 機能不全であったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適 切な指摘や質問を行っていないなど、 監査役や計外監査役が機能不全だった こと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十 分な情報伝達がされていなかったこと これらのことから、開示規制違反の再 発防止・未然防止には、上場会社におけ る適正な情報開示を行うための体制整備 が必要であると考えられます。

そのため、経営陣を含めた上場会社の 皆様におかれましては、コンプライアン ス意識を高く持っていただくことや、自 社のガバナンスが形式だけでなく実質を 伴ったものとなっているか、実効的な内 部統制が確保されているか、適正な情報 開示を行うための体制が実効的に機能し ているかなどについて、改めて点検して いただくことが必要です。

また、監査役等の皆様におかれまして は、独立した立場から取締役等の業務執 行をチェックするという本来の役割を果 たしていただくことが、開示規制違反等 の企業不祥事を防止することにつながる ものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人で ある公認会計士・監査法人との十分なコ ミュニケーションや、投資者と投資先で ある上場会社との建設的な対話が活発に 行われることがより重要になってきてい るものと考えます。

### 6. さいごに

開示検査事例集を通じて、上場会社、 公認会計士・監査法人、投資者等の皆様 に、開示規制違反の手法、背景・原因等 や証券監視委の取組みについてご理解い ただいた上で、上場会社と公認会計士・ 監査法人とのコミュニケーションや投資 者の皆様と投資先である上場会社との対 話がますます活発に行われることを期待 しています。

そして、活発なコミュニケーションや 対話が行われることにより、適正な情報 開示が積極的に行われ、開示規制違反の 未然防止・再発防止につながるものと確 信しています。

#### 【注】

1) 特定関与行為とは、重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為を いいます。